

(別表 1) 特定教育・保育施設

(1) 延長時間、延長保育事業の区分及び対象児童（支給要綱第 3 条）

① 事業実施者の延長時間は次のとおりとする。

認定区分	延長時間
標準時間認定	11 時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前 11 時頃から午後 10 時頃まで
短時間認定	8 時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前 11 時頃から午後 10 時頃まで

② また、事業における延長保育時間の考え方（延長区分）及び対象児童は次のとおりとする。

延長時間区分	延長時間	対象児童（認定区分）	
		標準時間	短時間
30 分延長	15 分以上 30 分まで	○	—
1 時間延長	30 分を超え、1 時間 30 分まで	○	○
2 時間延長	1 時間 30 分を超え、2 時間 30 分まで	○	○
3 時間延長	2 時間 30 分を超え、3 時間 30 分まで	○	○ (※)
4 時間延長	3 時間 30 分を超え、4 時間 30 分まで	○	—
5 時間延長	4 時間 30 分を超え、5 時間 30 分まで	○	
6 時間延長	5 時間 30 分を超え、6 時間 30 分まで	○	
7 時間延長	6 時間 30 分を超え、7 時間 30 分まで	○	
8 時間延長	7 時間 30 分を超え、8 時間 30 分まで	○	
9 時間延長	8 時間 30 分を超える時間	○	

(※) 短時間認定の 3 時間延長については、2 時間 30 分を超える延長時間とする。

(2) 職員の配置（支給要綱第 4 条）

基準配置及び各施設対象における必要職員数等は次のとおりとする。

対象児童の年齢区分	必要職員数(※)
乳児	概ね 3 人につき 1 名以上
満 1 歳以上満 3 歳未満	概ね 6 人につき 1 名以上
満 3 歳以上満 4 歳未満	概ね 15 人につき 1 名以上
満 4 歳以上	概ね 25 人につき 1 名以上

(※) 必要職員数

基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士等の配置の状況に鑑み、延長保育の実施に支障を及ぼすおそれがあるときは、経過措置として当分の間、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児概ね 20 人につき 1 名以上、満 4 歳以上の幼児概ね 30 人につき 1 名以上として差支えないこととする。

また、実施場所1につき保育士の数は2名を下回ることはいない。

ただし、保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名を保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者としてることができることとする。必要に応じて適宜、事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。

なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育士1人としてすることができる。

また、4時間以上の延長保育を行う施設においては、うち1名を常勤職員とすること

(3) 利用料（支給要綱第5条）

実施施設の標準利用料は、次のとおりとする。

延長保育区分	月額		日額
	通常	一部減免する場合	
1時間延長以下	2,900円	1,000円	300円
2時間延長	5,900円	2,000円	600円
3時間延長	6,800円	2,300円	700円
4時間延長	10,900円	3,600円	(※)
5時間延長	12,300円	4,100円	
6時間延長	13,600円	4,500円	
7時間延長	14,500円	4,800円	
8時間延長	15,400円	5,100円	
9時間延長	16,300円	5,400円	

(※) 日額は、延長時間数にかかわらず700円を上限とする。

(4) 支援費（支給要綱第13条）

支援費は次の①、②及び③により算出した金額の合計額とする。

① 標準時間認定の場合

延長時間区分及び平均対象児童数により区分される次表の基本分及び加算分に、延長保育の実施状況に応じて調整する土曜日未実施減額及び夜間延長促進加算を加えた額とする。ただし、年度途中から事業を開始する施設にあつては、月割りにより算出する。

なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出し、千円未満の端数は切捨てとする。

また、平均対象児童数の算定における「合計人数」は、各延長時間区分より長い時間区分の合計を合算した人数とし、事業実施週数でもって平均する。利用児童数を合算して算出し、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

アー 1 基本分（1施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）	
	1～2人	3人以上
30分延長	600,000円	600,000円
1時間延長	828,000円	1,760,000円
2時間延長	828,000円	2,530,000円
3時間延長	828,000円	2,761,000円
4時間延長	828,000円	5,442,000円
5時間延長	828,000円	5,673,000円
6時間延長	828,000円	6,704,000円
7時間延長	828,000円	6,992,000円
8時間延長	828,000円	7,280,000円
9時間延長	828,000円	7,568,000円

※ ただし、夜10時以降に延長保育を行っている場合は、アー2により算出する。

アー 2 基本分（1施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）	
	1～2人	3人以上
30分延長	600,000円	600,000円
1時間延長	828,000円	1,988,000円
2時間延長	828,000円	2,758,000円
3時間延長	828,000円	2,989,000円
4時間延長	828,000円	5,556,000円
5時間延長	828,000円	5,787,000円
6時間延長	828,000円	6,704,000円
7時間延長	828,000円	6,992,000円
8時間延長	828,000円	7,280,000円
9時間延長	828,000円	7,568,000円

※ 11時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分に算出した合計額とする。

※ 基本分の平均対象児童数の算定にあたっては、以下の順で行う。

30分延長には、1時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

1時間延長には、2時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2時間延長には、3時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

3時間延長には、4時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

4時間延長には、5時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

5時間延長には、6時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

6時間延長には、7時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

7時間延長には、8時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

8時間延長には、9時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

※ 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も支給額が高くなる区分を適用する。

イ 加算分（1施設あたり月額）

延長時間区分	平均対象児童数（月平均）				
	6～9人	10～19人	20～29人	30～39人	以上10人毎
1時間延長	83,100円	93,900円	120,900円	147,900円	27,000円
2時間延長	94,000円	114,800円	166,800円	218,800円	52,000円
3時間延長	104,900円	142,500円	236,500円	330,500円	94,000円
4時間延長	79,800円	121,000円	224,000円	327,000円	103,000円
5時間延長	113,400円	194,200円	396,200円	598,200円	202,000円
6時間延長	127,000円	227,400円	478,400円	729,400円	251,000円
7時間延長	140,600円	262,600円	567,600円	872,600円	305,000円
8時間延長	154,200円	297,800円	656,800円	1,015,800円	359,000円
9時間延長	167,900円	332,700円	744,700円	1,156,700円	412,000円

※ 11時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。

※ 30分延長及び1時間延長で平均対象児童数が6人未満の場合は適用しない。

※ 1時間延長で平均対象児童数が6人以上の場合は、平均対象児童数の区分に応じた金額とする。

※ 2時間延長以上の場合、年間の平均対象児童数が6人以上いる最も長い延長時間及びその時間まで利用している児童の平均対象児童数の区分に応じた金額（A）とする。

さらに、施設が設定した延長時間が9時間延長であって、次表に該当する利用児童がいる場合は、その延長時間及び平均対象児童数により区分される金額を加算する。

9時間の延長保育の対象にはならないが、
ア. 8時間延長の対象となる利用児童（Aにより算定された児童を除く） イ. 7時間延長の対象となる利用児童（A又はアにより算定された児童を除く） ウ. 6時間延長の対象となる利用児童（A又はアからイにより算定された児童を除く） エ. 5時間延長の対象となる利用児童（A又はアからウにより算出された児童を除く） オ. 4時間延長の対象となる利用児童（A又はアからエにより算出された児童を除く） カ. 3時間延長の対象となる利用児童（A又はアからオにより算出された児童を除く） キ. 2時間延長の対象となる利用児童（A又はアからカにより算出された児童を除く） ク. 1時間延長の対象となる利用児童（A又はアからキにより算出された児童を除く）

また、施設が設定した延長時間が8時間延長、7時間延長、6時間延長、5時間延長、4時間延長、3時間延長、及び2時間の延長の場合について、その延長時間に満たない各々の時間区分についても同様に加算する。ただし、平均対象児童数が1人以上いる最も長い延長時間、及び30分延長を除くすべての延長時間区分の平均対象児童数の合計数により区分される金額を本加算の上限額とする。

ウ 土曜日未実施減額（１施設あたり年額）

項 目	適用要件	算定基準額
土曜日 未実施 減 額	A 基本分の算定基準額が 828,000 円の区分の適用となる施設の うち、土曜日に延長保育を実施しない場合	▲144,400 円
	B 上記に該当しない施設のうち、土曜日に延長保育を実施しな い場合 (ただし、基本分の算定基準額が 600,000 円又は 0 円の区分 の適用となる施設を除く)	▲524,000 円

※ 土曜日の開所時間を 11 時間以下に設定し、公表している施設に適用する。

※ 11 時間の保育標準時間の前後それぞれで延長保育を実施している場合は、基本分の算定基準額が高い方（同額である場合はどちらか一方）の時間帯に対して適用する。

※ 加算分の年額に対する調整とし、加算分との合計が 0 円になる額を上限とする。

エ 夜間延長促進加算（１施設あたり年額）

項 目	適用要件	算定基準額
夜間延長促進加算	2 時間以上延長かつ 20 時以降まで開所する場合	300,000 円

※ 開所時間を 20 時以降までの時間に設定し、かつ 11 時間の保育標準時間の前後 2 時間以上の延長保育を実施することを公表している施設に適用する。

② 短時間認定の場合

平均対象児童数が 1 人以上いる延長時間により区分される次表の延長保育単価に、短時間認定在籍児童数をかけて得られた額とする。なお、短時間認定在籍児童数とは、毎月初日に在籍する短時間認定児童の数を年間平均した数（小数点以下第一位を四捨五入）とする。また、各施設が設定した 8 時間の短時間認定児の処遇を行う時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。ただし、各施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後の延長時間が 1 時間 30 分ずつとなる場合で、かつ前後それぞれの平均対象児童数が 1 人以上いる場合は、前後を合算し 1 事業として 3 時間延長の区分を適用するものとする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあつては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、十円未満の端数切捨て（下表の児童 1 人あたり月額により算出）とする。

延長時間区分	短時間認定在籍児童 1 人あたり	
	年 額	月 額
1 時間延長	20,200 円	1,600 円
2 時間延長	40,400 円	3,300 円
3 時間延長	60,600 円	5,000 円

※ 短時間認定の平均対象児童数の算出にあたっては、前後それぞれの延長時間区分別に、以下の順で行う。

1 時間延長には、2 時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2 時間延長には、3 時間延長に区分される利用児童も合算する。

- その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。
- ※ 複数の延長時間区分に該当する場合は、平均対象児童数が1人以上いる最も長い延長時間区分を適用する。
- ※ 短時間認定の3時間延長については、2時間30分を超えた延長時間とする。

③ 利用料減免にかかる加算分

実施施設は、生活保護世帯及び保育認定里親世帯（以下「第1階層」という。）及び市町村民税が非課税世帯（以下「第2階層」という。）のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童並びに災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみを地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、延長保育利用料の免除を行うことができる。

この場合、該当する児童1人につき、（3）に定める標準利用料を限度として実際に免除した年間合計額を加算する。

また、第2階層のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯（以下「第②階層」という。）については、延長保育利用料の一部を減免することができる。

この場合、該当する児童1人につき、（3）に定める標準利用料又は事業実施者で設定している利用料のうちいずれか低い方と実徴収額との差額を加算する。

なお、加算金額については、（3）に定める標準利用料と第②階層の標準利用料との差額を限度とし、実施施設における延長保育料の設定を日額等により設定している場合においても、減免による加算限度額（月額）は下表の金額とする。

延長時間区分	減免による加算限度額（月額）	
	第1階層・第2階層	第②階層
1時間延長以下	2,900円	1,900円
2時間延長	5,900円	3,900円
3時間延長	6,800円	4,500円
4時間延長	10,900円	7,300円
5時間延長	12,300円	8,200円
6時間延長	13,600円	9,100円
7時間延長	14,500円	9,700円
8時間延長	15,400円	10,300円
9時間延長	16,300円	10,900円

- ※ ただし、夜10時以降に延長保育を行っている場合で、月額の延長保育料を保育必要時間の前後それぞれで設定し徴収する場合において、該当する児童1人につき、前後の利用がある場合は、減免による加算限度額（月額）を前後それぞれで算出しこれを合算する。

- ※ 災害救助法適用地域から本市へ避難した者であることの確認

事業実施者が利用の申込みを受け付ける際に、被災地自治体が発行する罹災証明又は運転免許証、健康保険証等、住所・本人確認ができる資料により確認し、その写しを延長保育利用登録及び利用状況一覧（様式第17号）に添付すること。

なお、罹災証明その他の資料がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。